

平成 23 年度 最終処分場放流水及び監視井戸水放射性物質濃度測定結果について

測定機関：日本環境株式会社 横浜事業所

測定方法：放射能濃度等測定方法ガイドライン（環境省）準拠

使用測定器：セイコー・イージーアンドジー株式会社製 SEG-EMS（ゲルマシステム）

オルテック社製 Ge 半導体検出器 GEM20-70（検出器部）

放流水及び監視井戸水放射性物質濃度測定結果

単位：Bq/L

試料採取日	試料種類	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	放射性 セシウム 合計	検出下限値
1月23日	放流水	不検出	不検出	不検出	10
	監視井戸北側	不検出	不検出	不検出	1
	監視井戸南側	不検出	不検出	不検出	1
2月8日	放流水	不検出	不検出	不検出	10
	監視井戸北側	不検出	不検出	不検出	1
	監視井戸南側	不検出	不検出	不検出	1
3月5日	放流水	不検出	不検出	不検出	10
	監視井戸北側	不検出	不検出	不検出	1
	監視井戸南側	不検出	不検出	不検出	1

※ 不検出とは、検出下限値未満を表します。

※ 検出下限値とは、測定で検出できる最小の値であり、分析装置に充填する資料の密度等の影響を受けて測定ごとに異なる値を示します。

※ 放流水の基準として次の濃度限度値が示されています。

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{60 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{セシウム 137 の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{90 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

(例) セシウム 134 の合計が 12Bq/m³、セシウム 137 の合計が 27Bq/m³ 検出された場合は次のように計算します。

$$\frac{12}{60} + \frac{27}{90} = 0.5 \leq 1$$

※ 監視井戸とは、埋立地からの浸出水による処分場地下水への影響の有無を判断するための
ものであり、放射性セシウムの値が異常でないことを確認します。